

学校における

危機管理 マニュアル

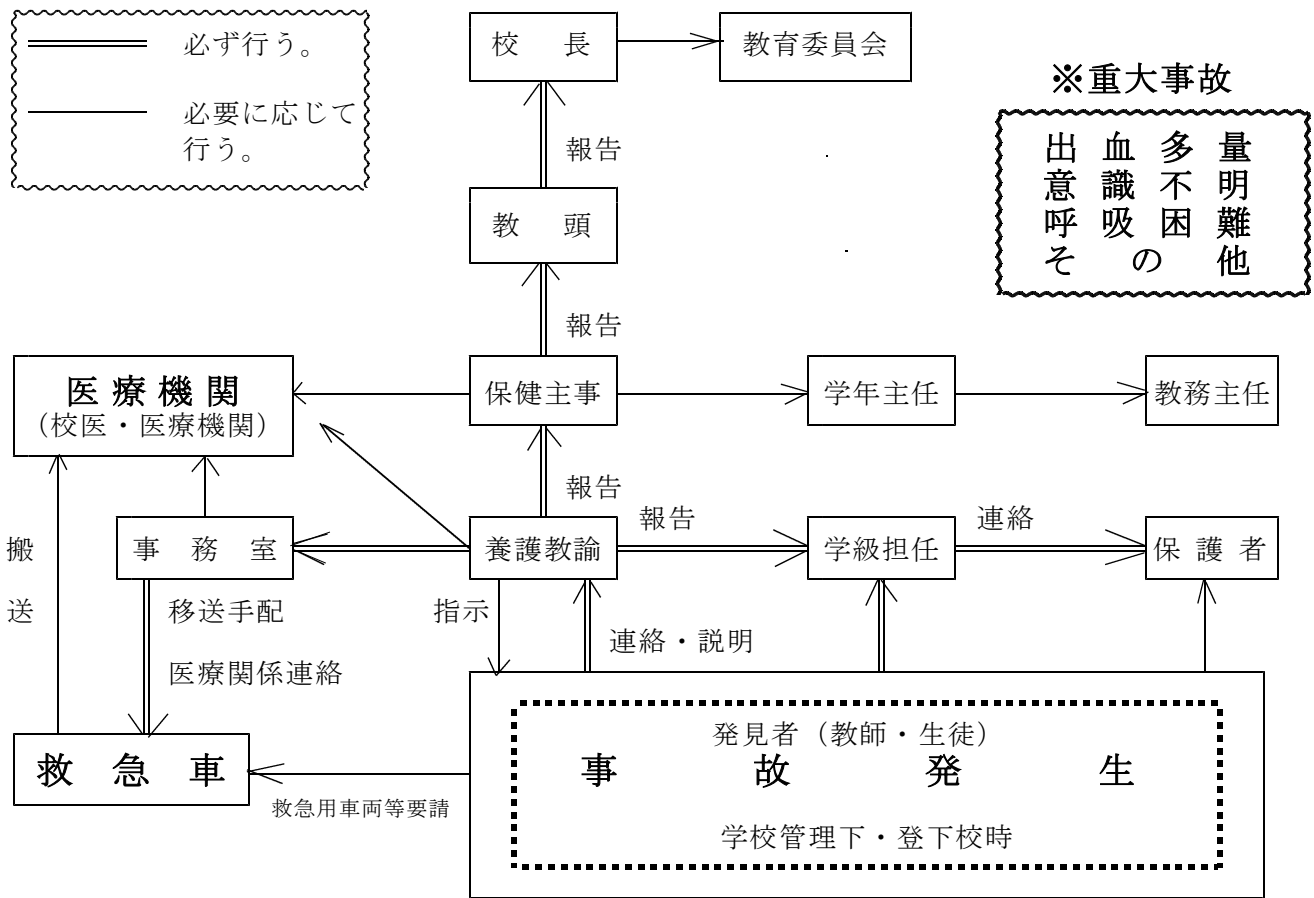
宮崎県立小林高等学校

令和6年4月

※すぐに対応できるところに保管してください。

学校管理下における重大事故発生時の救急体制

宮崎県立小林高等学校



※原則として、事故者を病院に運ぶために、職員の車は使用しない。
※特別な事故の場合の関係機関及び報道機関の窓口は、校長（教頭）とする。

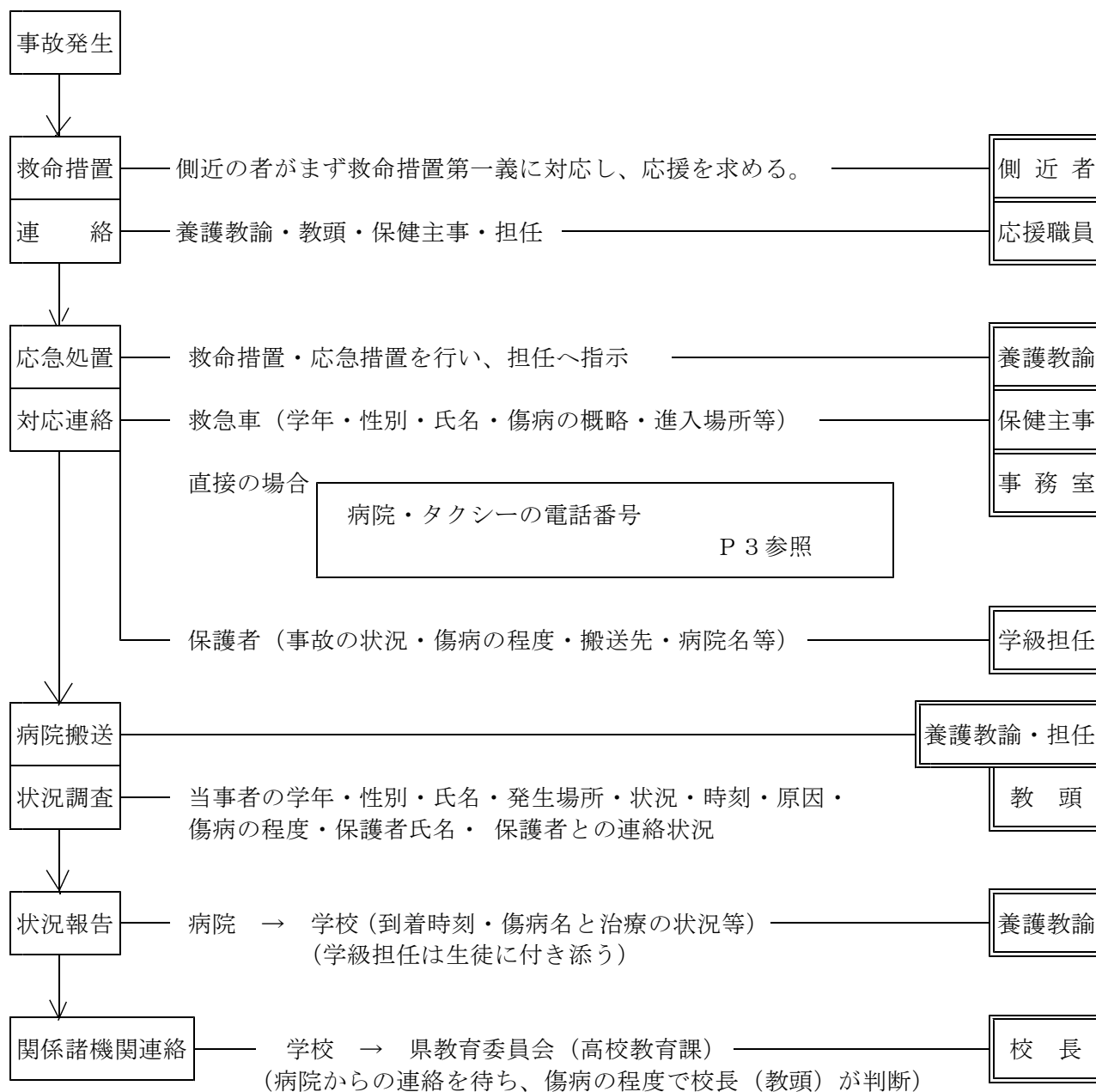
学校医連絡先

○内科	[榎内科医院]	TEL	22-2819
○眼科	[柊山医院]	TEL	22-2503
○耳鼻科	[柊山医院]	TEL	22-2503
○歯科	[この歯科]	TEL	22-7888
○薬剤師	[健康薬局 大仁田薬剤師]	TEL	22-7055

その他の医療機関等

○小林市民病院	TEL	23-4711
○園田病院	TEL	22-2221
○小林中央眼科	TEL	23-5300
○押領司整形外科	TEL	22-3131
○立山整形外科	TEL	22-1717
○前原整形外科	TEL	23-1711
○高崎皮膚科	TEL	22-8521
○宮交タクシー	TEL	23-3121
○三和タクシー	TEL	23-2131
○小林警察署	TEL	23-0110

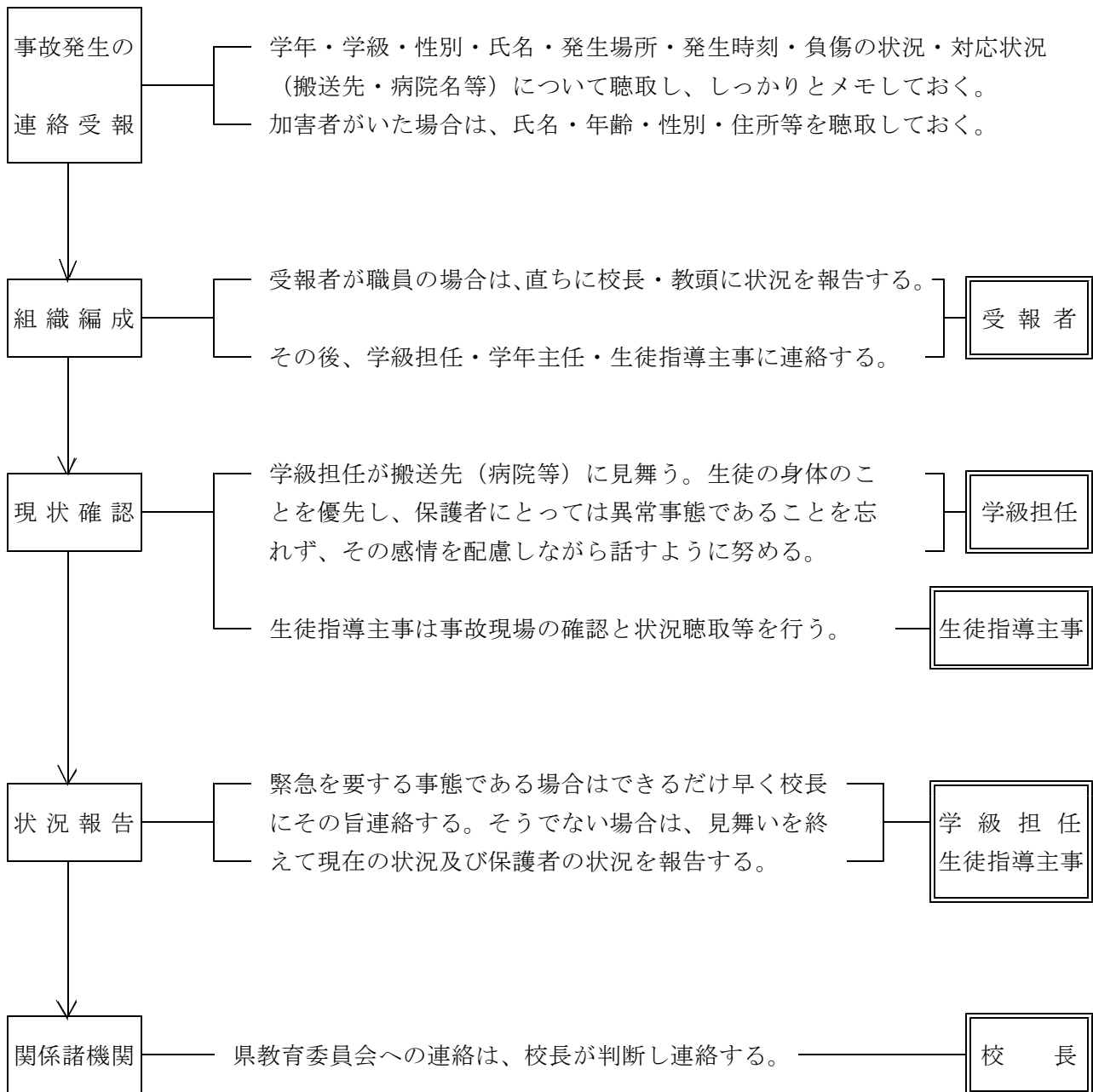
1. [学校内における生徒の事故]



留 意 事 項

1. 保護者への連絡は、相手を動揺させることのないよう次のことを落ち着いて連絡する。
（事故の状況・傷病の程度・搬送先の病院名・保険証持参等）
2. 加害者がある場合は、その加害者の保護者に対しても状況説明の連絡をする。
★人命に関わる場合…………… 被害者の保護者に連絡をとった直後
★人命に関わらない場合…………… 病院から傷病名等の連絡を受けた後
3. 生命に関わる事故などの場合は、校長もしくは教頭も病院へ出向く。
4. 搬送は原則として救急車かタクシーを利用する。
5. 報道関係者や部外者等の対応は校長（教頭）がする。

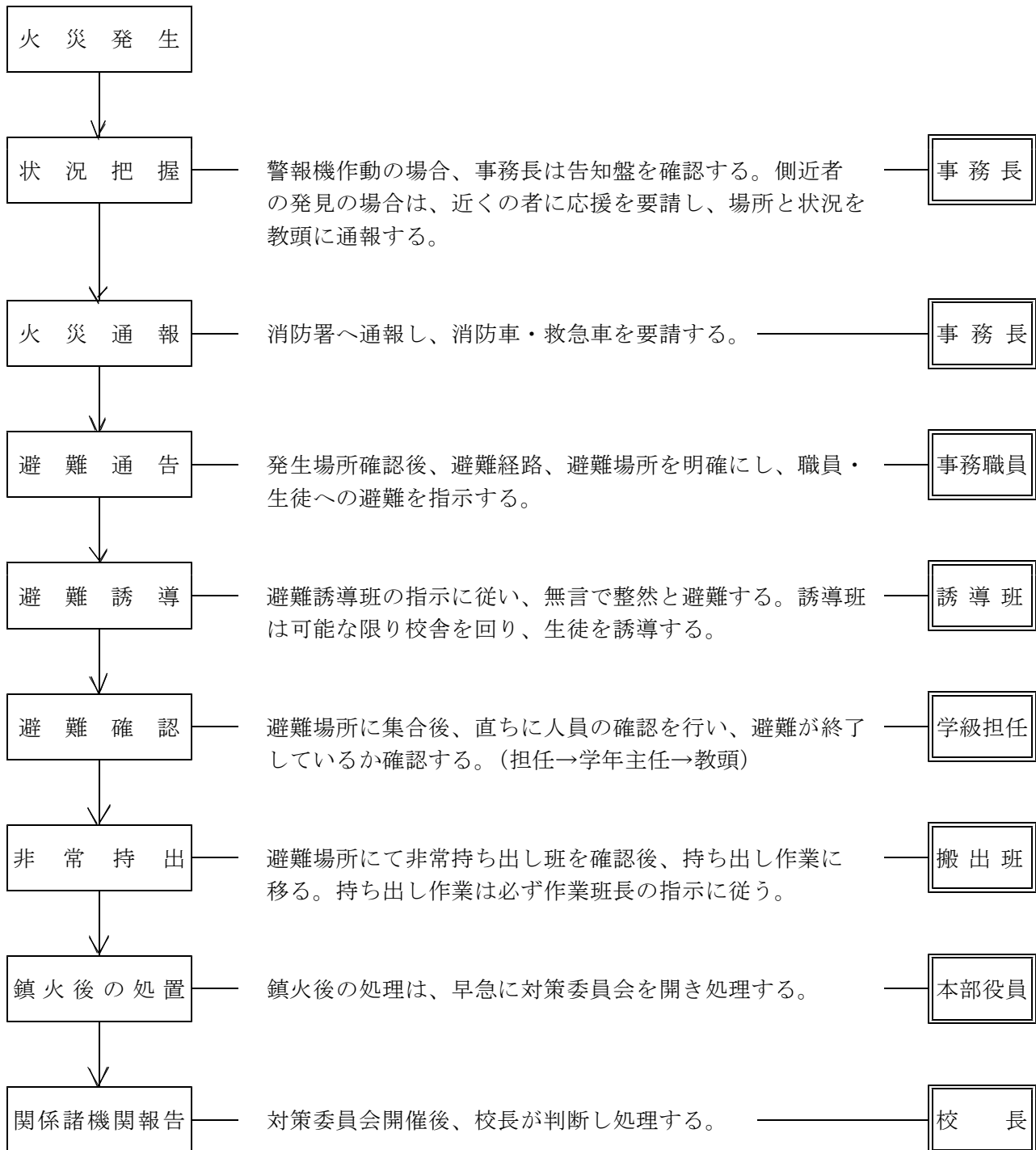
2. [学校外における生徒の事故]



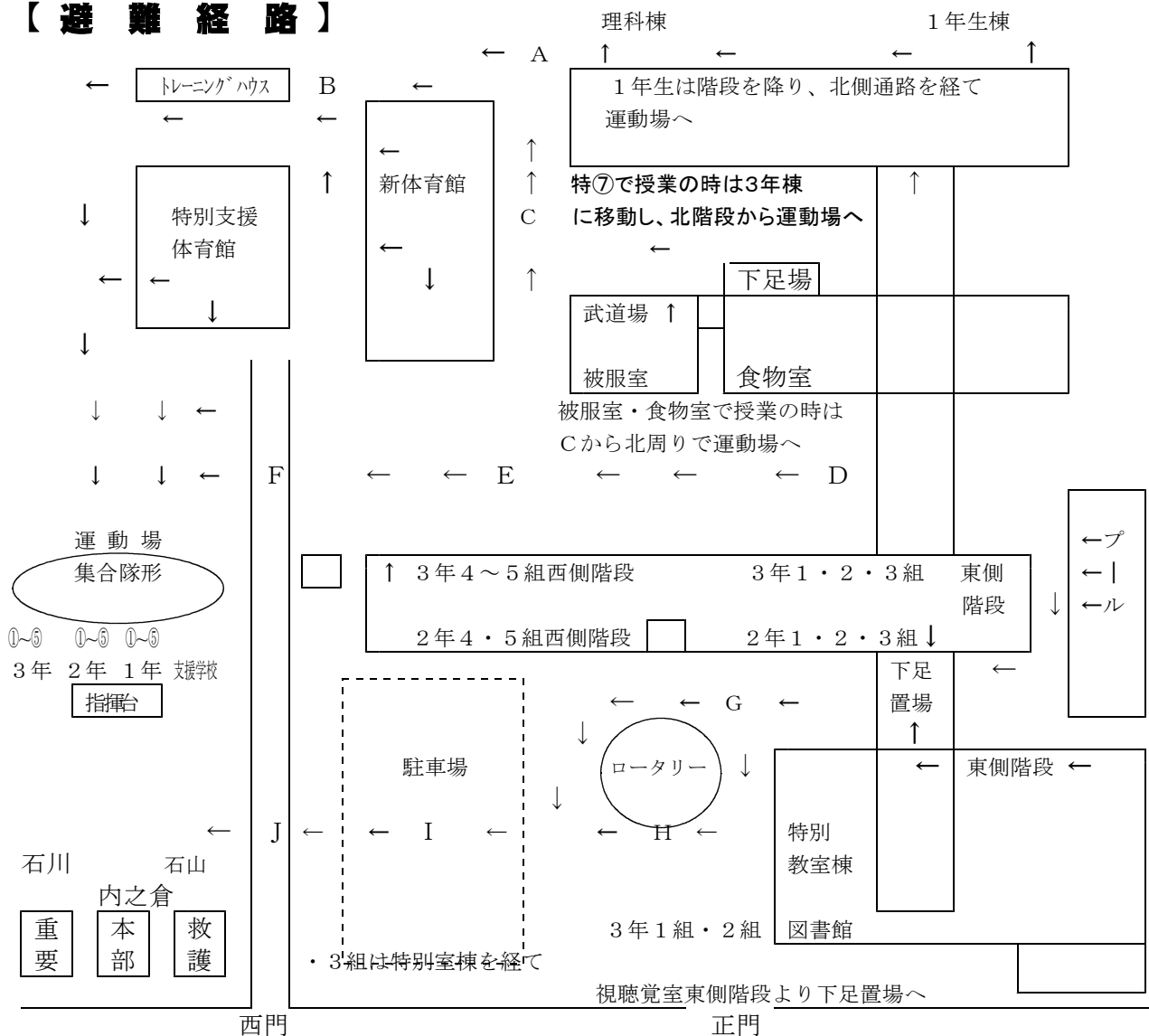
5. [学校被災] (火災)

(1) 在勤中の場合

初期消火が可能な時は当然その処理を迅速に行うと同時に二人体制を組み、一人が初期消火、もう一人が連絡に当たるようにする。



【避難経路】

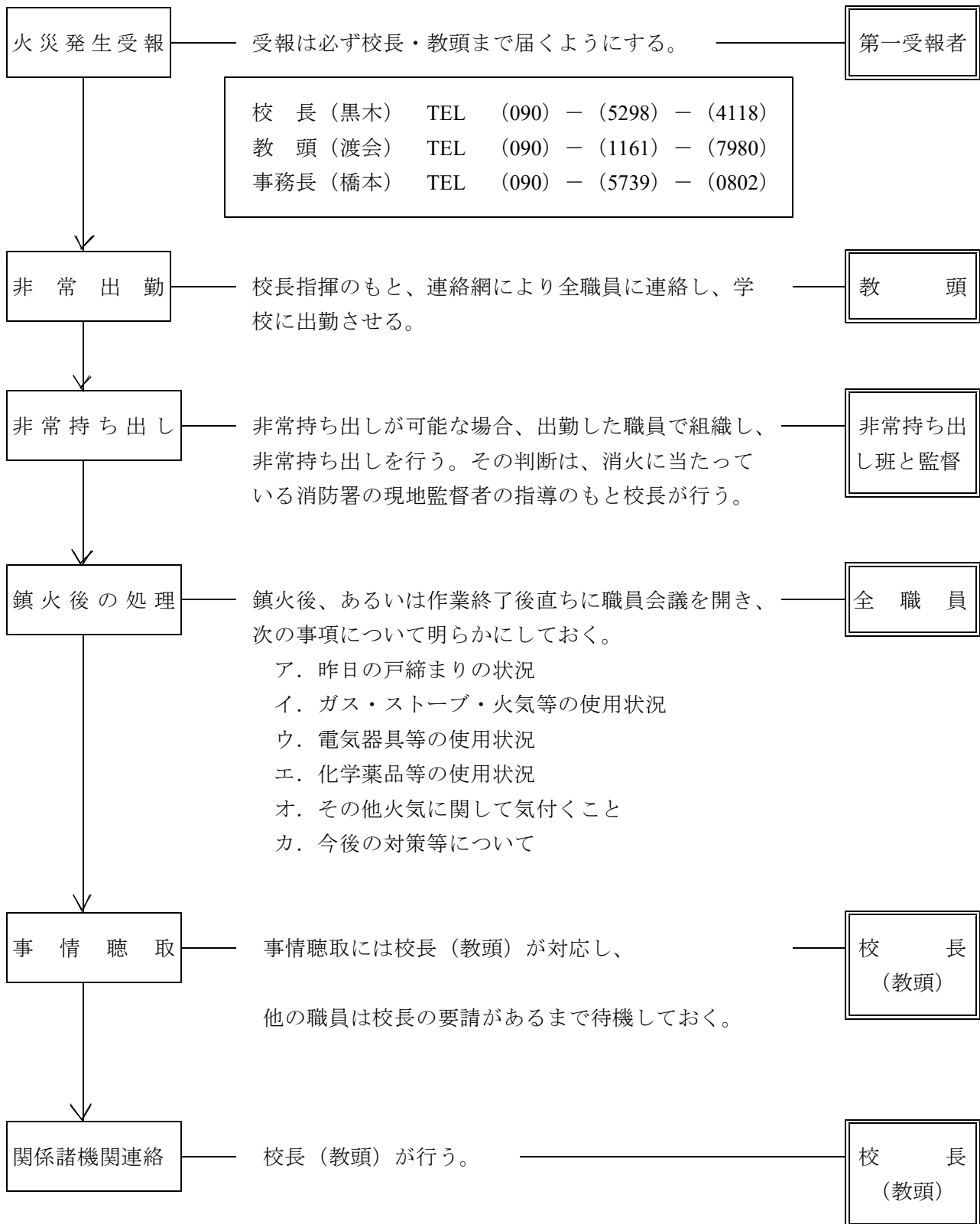


職員誘導指導分担	家庭科棟3階渡り廊下	・ ・ 山下
	家庭科棟2階廊下	・ ・ 井上
	家庭科棟中央階段1階	・ ・ 高橋
	理科棟北側通路	・ ・ A 萩原
	トレーニングハウス東通路	・ ・ B 石川
	新体育館東側通路	・ ・ C 橘
	管理棟東側階段	・ ・ 江里・渡邊
	管理棟西側階段	・ ・ 押川
	管理棟廊下	・ ・ 各学級担任
	特別室棟階段	・ ・ 富高・伊東・波賀
	管理棟北側通路	・ ・ D 満窪
	下足置場	・ ・ 中馬越
管理棟北側通路	・ ・ E 萩原 F 雀ヶ野	
管理棟玄関前通路	・ ・ G 梅北 H 中宮 I 野口 J	

避難に関する注意事項

- 1 階段は押し合わずに冷静に避難すること。
- 2 指示は的確にすること。
- 3 校舎外にでたら、駆け足で集合場所へ移動し、出席番号順2列縦隊で整列すると。
- 4 各クラス委員長は、人員を確認して担任に報告すること。

(2) 職員等不在時の場合



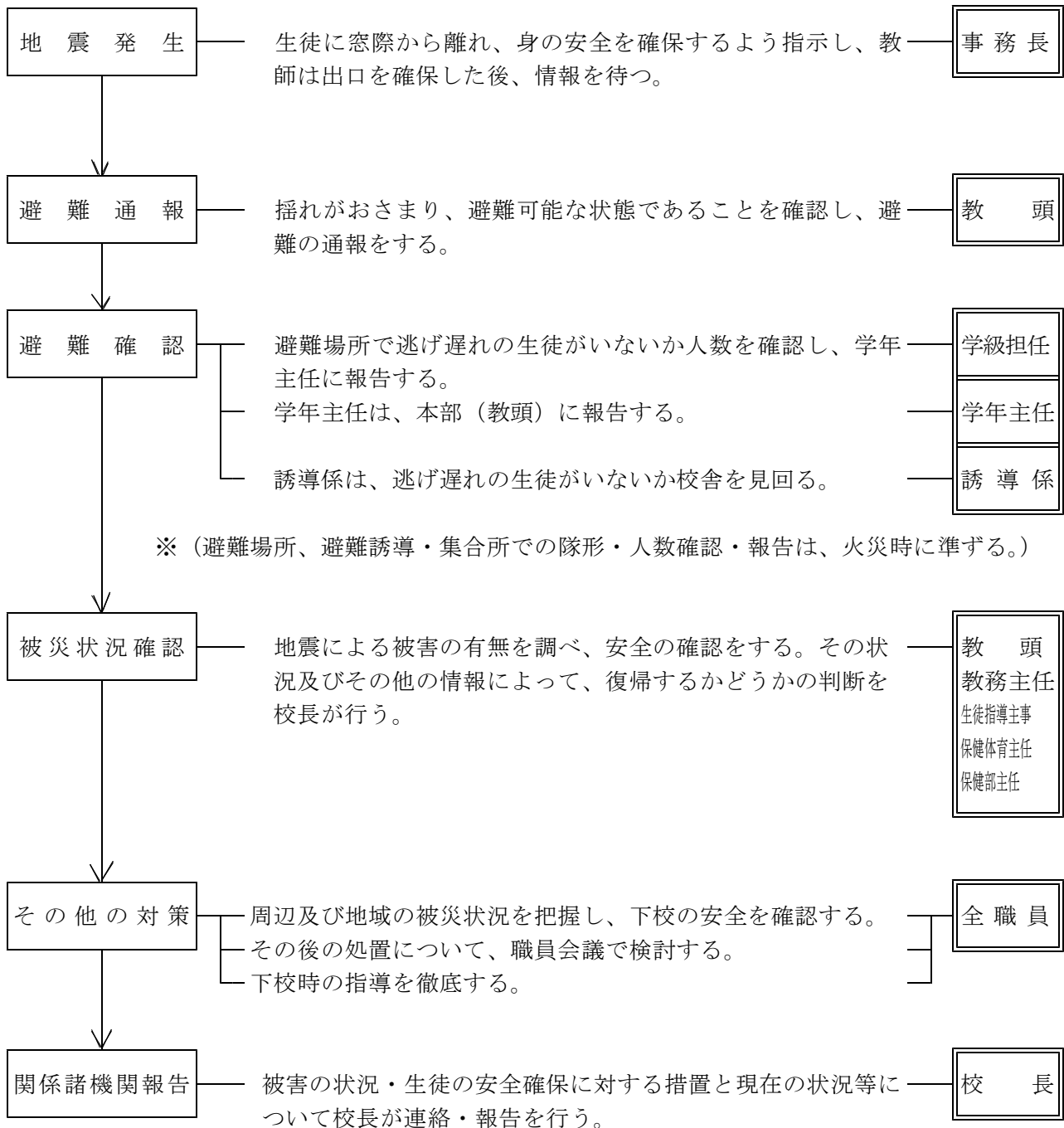
〔学校被災〕（地震）

●地震発生時の職員参集・配備基準

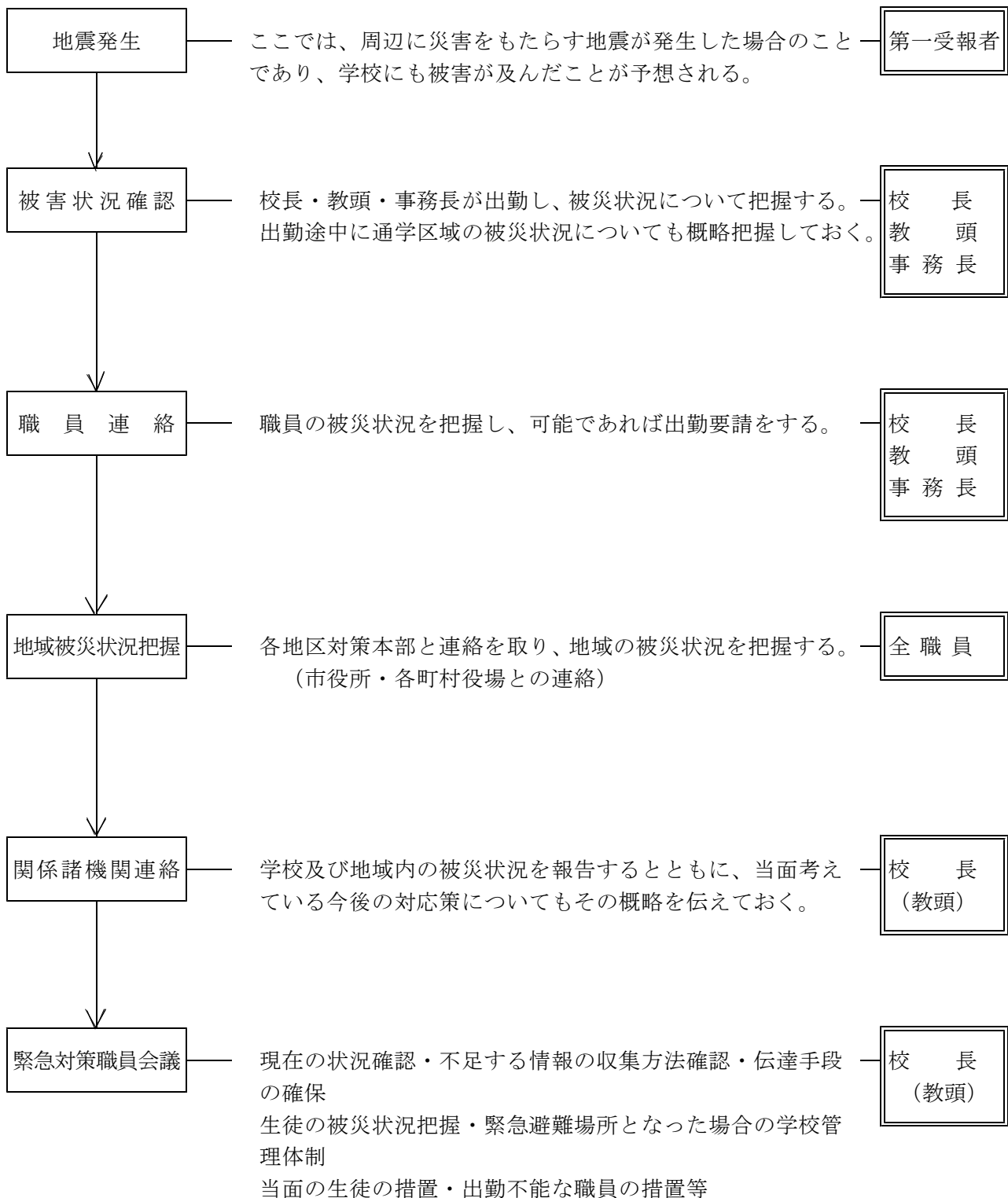
【配置基準】

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 →全職員は登庁して配置につく
- ・県内で震度5弱から震度5強の地震が発生した場合 →緊急要因（※）は登庁して配置につく。（※）（校長、副校長あるいは教頭、事務長）

（1）職員等在勤中の場合



(2) 職員等不在時の場合



〔学校被災〕（風水害）

●津波警報発令時及び大雨時の職員参集・配備基準

①津波警報発令時の職員参集・配備基準

【配置基準】

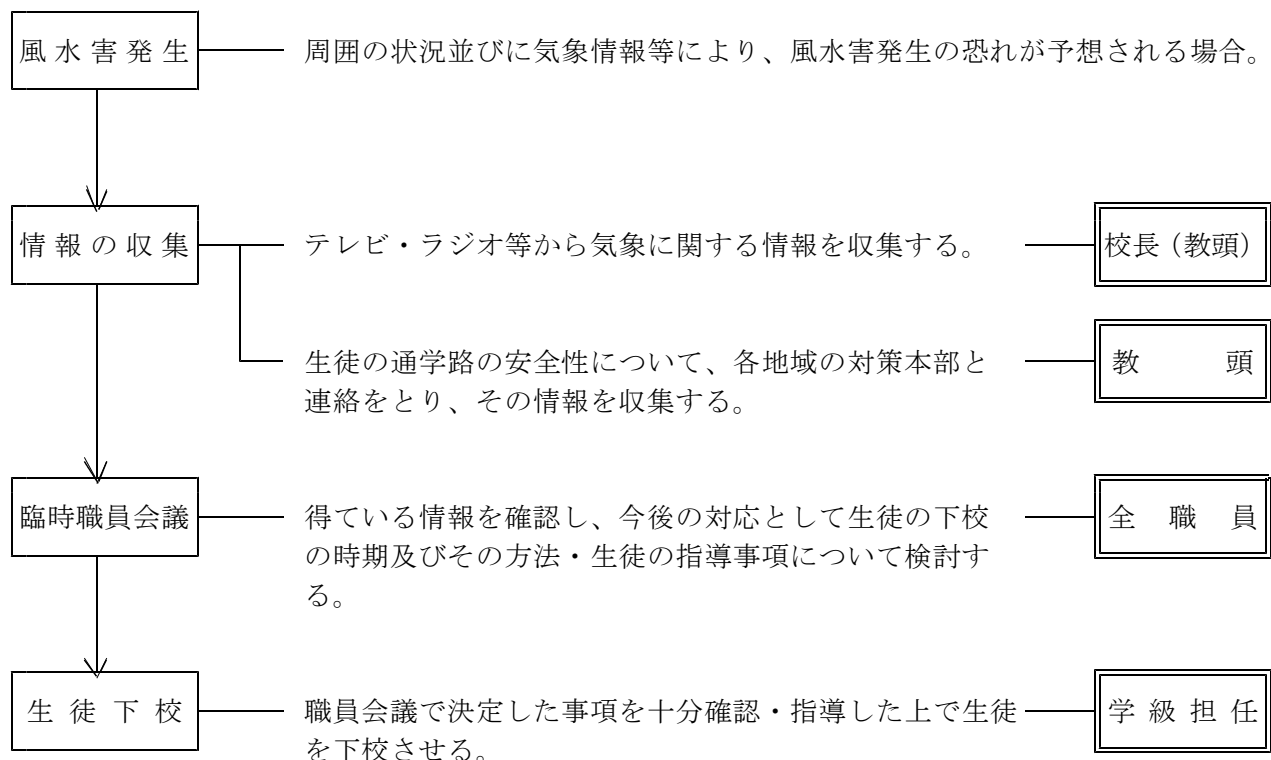
- ・津波予報区「宮崎県」に大津波警報又は津波警報は発令された場合→学校長の判断による。

②大雨時の職員参集・配備基準

【配置基準】

- ・大雨警報又は洪水警報発令時で、災害本部が設置された場合→学校長の判断による。

（１）職員等在勤時に風水害が予想される場合



２．職員等不在時の風水害被災

※校長・教頭間協議・並びに教育委員会との連絡等により、生徒・職員の措置について次の項目を検討する。

生徒の措置 (各学級連絡網・Classi・Google Classroom・マチコミなど)

臨時休校	〇〇のため、本日は臨時休校とします。	学 級 担 任
始業を遅らせて登校	〇〇のため、今日は〇〇時登校とします。	
自宅待機	〇〇のため、次の連絡があるまで自宅を離れず、家で待機してください。	

職員の措置 (職員連絡網)

出 勤	〇〇の状況ですが、通勤通路の安全を確認し、出勤するよう連絡網で連絡してください。	教 頭
指定時刻出勤	〇〇のため、本日は、〇〇時までに出勤してください。	
自宅待機	〇〇のため、次の連絡があるまで自宅待機をしてください。	

[学校被災] (弾道ミサイル)

①弾道ミサイル発射に係わる対応について

(1) Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け

行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

※1避難行動

【屋外にいる場合】

- 近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る（可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難）
- 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する※1
- 床に伏せて頭部を守る

(ア) 日本の落下の可能性がある場合

- ①直ちに避難の呼びかけ⇒※1をとる
- ②落下場所についての情報⇒追加情報があるまで屋内避難を継続する

(イ) 日本上空を通過

- ①ミサイル追加情報
⇒※2屋内避難は解除：不審なものを発見した場合には近寄らず、警察等に連絡する

(ウ) 日本の領海外の海域に落下

- ①落下場所等の情報
⇒※2

Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動

②学校の場合も上記の避難行動を基本とする

(1) 学校災害時と同様の対応がとれるようにしておく

組織編成(校長・教頭)→現状確認、報告(生徒指導主事・学年主任・担任)→状況整理(校長・教頭・事務長)→関係諸機関(校長)